

中国税務速報

2018年1月19日

1. 国家税務総局による『増値税一般納税者登記管理弁法』（国家税務総局令第43号）

2017年12月29日、国家税務総局が『増値税一般納税者登記管理弁法』（以下、『弁法』と略称）を公布しました。2018年2月1日より実施します。

『弁法』では主な変更点は以下の通りです。

- 1) 行政審査を取消しました。『弁法』は税務機関の審査部分を取消し、審査制を登記制に変えました。
- 2) 手続きを簡易化しました。登記手続きに必要な資料及び税務機関の処理プロセスの簡易化をしました。具体的には実地審査部分を取消し、登記要求に一致する場合には、その場で承認します。
- 3) 税制改革に適応しました。『弁法』では営業税から増値税に変わる政策差異に関する条項が詳しく列挙されておらず、『財政部、国家税務総局規定』『政策規定』によって総括します。

『弁法』の主要内容は以下の通りです。

- 1) 年度課税売上高定義を十分にします。『弁法』において年度課税売上高とは、納税者が連続する12か月或いは四半期の累計増値税課税売上高のことをいい、納税申告売上高、査察補足売上高、納税評価調整売上高も含まれます。
サービス販売、無形資産或いは不動産に控除できる項目がある場合、納税者は課税行為年度課税売上高を当該控除項目の控除前の売上高により計算しなければなりません。納税者の偶発的な無形資産販売・不動産譲渡の売上高は、課税行為年度課税売上高に計上してはいけません。
- 2) 登記できない一般納税者の範囲を明確にしました。
- 3) 一般納税者登記手続きを明確にしました。
- 4) 年度課税売上高が規定標準を超えた場合、関連手続きの期限及び管理要求を明確にしました。
- 5) 一般納税者の資格発効日は納税者自身で選択できると明確にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3022137/content.html>

2. 国家税務総局の『海外投資者の配分利益による直接投資に関し源泉所得税を一時的に徴収しない政策の実施に関する問題の公告』について（国家税務総局公告2018年第3号）

『海外投資者の配分利益による直接投資に関し源泉所得税を一時的に徴収しない政策の通知』（以下、『通知』と略称）の実施を進めるため、2018年1月2日、国家税務総局が『海外投資者の利益分配による直接投資に関し源泉所得税を一時的に徴収しない政策の実施に関する問題の公告』（国家税務総局公告2018年第3号、以下、『公告』と略称）を公布しました。

被投資企業が奨励項目に関する経営活動を行っているか否かの認定については、『通知』第二条第（四）項規定により、海外投資者が源泉所得税を一時納付しないの条件の一つとして、被投資企業は海外投資者の投資期限内において奨励項目範囲に一致する経営活動を従事しなければなりません。

利益配分企業は源泉所得税を一時納付しない政策を実施する場合に必要な税務事項については、海外投資者が報告した『非居住者企業源泉所得税繰延納税情報報告表』を受け取り、続いて『公告』第四条により、海外投資者から提出する資料を審査しなければなりません。審査内容は三つあります：海外投資者が報告した情報が形式上網羅されていること、実際の利益支払過程が海外投資者の報告した情報に一致すること、海外投資者が報告した利益配分企業に関する情報が真実及び正確であることです。上記審査後、全ての内容が正しいと判断される場合には、利益配分企業が利益を支払うときに企業所得税法第三十七規定に従わず、企業所得税を納付する必要はありません。

租税条約優遇税制については、『公告』第二条の規定により、海外投資者は源泉所得税を一時納付しない優遇税制を受けた後、税金を追加納付する場合には、関連規定による租税条約優遇税制が受けられませんが、利益支払時に有効な租税条約だけに適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3033019/content.html>

3. 国家税務総局公告 2017 年第 45 号 『国家税務総局による増値税発票管理関連事項の公告』

2017 年 12 月 18 日、国家税務総局が『国家税務総局による増値税発票管理関連事項の公告』を公布しました。

1) 商品とサービス税収分類コード名称の簡略化を推進

2018 年 1 月 1 日より、納税者が新たな増値税発票管理システムを通じて増値税発票（増値税専用発票、増値税普通発票、増値税電子普通発票を含む）を発行する場合に、商品とサービス分類コードの対応名称は自動で表示し、発票の『商品と課税役務、サービス名称』あるいは『項目』にプリントアウトされます。

2) 増値税小規模納税者自身が増値税専用発票を発行する試験的な範囲を拡大

2018 年 2 月 1 日より、月の売上高が 3 万元を超える（四半期売上高が 9 万元を超える）工業・情報伝送・ソフトウェアおよび情報技術サービス業の小規模納税者（以下、『試験的納税者』と略称）は増値税課税行為が発生し、増値税専用発票の発行が必要である場合、増値税発票システムにより自分で発行できません。取得した不動産を販売し、増値税専用発票を発行する必要がある場合には、関連規定により、地稅機關の代理発行を申請しなければなりません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2978671/content.html>

4. 国家税務総局による『零細企業の増値税免税問題に関する公告』（国家税務総局公告 2017 年第 52 号）

2017 年 12 月 27 日、国家税務総局が『零細企業が増値税免税問題に関する公告』を公布しました。

増値税小規模納税者は物品販売或いは加工・修理労務の売上高とサービス、無形資産の売上高を別々に計算しなければなりません。増値税小規模納税者は物品販売或いは加工・修理労務の月分売上高が三万元を超えない（四半期ごとに 9 万元を超えない）場合には、2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで、零細企業の増値税一時免税優遇政策を受けられます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3001460/content.html>

5. 国家發展改革委員会による『企業海外投資管理弁法』の公布

2017 年 12 月 26 日、国家發展改革委員会が『企業海外投資管理弁法』（国家發展改革委員会令第 11 号、以下、『新弁法』と略称）。『新弁法』は 2018 年 3 月 1 日より実施します。その際、『海外投資項目許可および備案管理弁法』（国家發展改革委員会令第 9 号、以下、『9 号令』と略称）が同時に廃止されます。

『新弁法』は手続きの簡易化、3 つの改革を行い、企業海外投資を更に便利にします。

1) 項目情報報告制度を取消しました。9 号令規定によると、中国側の投資金額が 3 億米ドル以上の海外買収及び競争入札項目については、投資主体が実態のある業務を展開する前に、国家發展改革委員会に項目情報報告の提出の必要があると規定しています。新しい弁法はこれを廃止し、事前管理段階を更に簡略化します。

2) 地方予備審査、報告転送段階を取消しました。9号令規定によると、地方企業は国家発展改革委員会に申請する資料は省政府発展改革部の審査意見を加え、省政府発展改革部提出後転送され、国家発展改革委員会に備案申請資料は省レベル政府改革部によって転送されます。新しい弁法は、地方予備審査、報告転送段階を取消し、国家発展改革委員会の項目に対して、地方企業はネットシステムを通じて直接に国家発展改革委員会に関連申請資料を提出すればよいこととされました。

3) 投資主体が許可・備案手続きを行う締切期日を緩和しました。新弁法が投資主体許可、備案手続きを実行する締切期日を契約を結ぶ前(或いは契約が発効する前) から実施前に緩和しました。許可・備案範囲に属する項目に対して、投資主体が項目実施前に項目許可書或いは備案通知書を取得しなければなりません。

<http://wzs.ndrc.gov.cn/zcfg/201712/W020171226342441416695.pdf>